

令和 5 年度 税制改正要望

令和 4 年 11 月 1 日
公益社団法人 日本農業法人協会

1 農業経営基盤強化準備金制度の延長・見直し（法人税・所得税）

農業経営基盤強化準備金制度について、適用期限を 2 年延長すること（措法第 24 条の 2、第 61 条の 2）。

併せて、以下の見直しを行うこと。

- ① 対象交付金に環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）交付金、環境保全型農業直接支払交付金、水田リノベーション助成を追加し、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）を除外する。
- ② 準備金を活用できる対象資産に、中古品（農業用施設や農業用機械等）を追加する。
- ③ 贈与（低額譲受けを含む。）により取得した農用地等を対象資産に追加し、受贈益相当額を含めた帳簿価額を圧縮記帳の対象とする。

【理 由】

今後、離農者の増加が見込まれる中、ウクライナ情勢で輸入が困難になる穀物や飼料作物などを国内で生産し、国民へ食料を安定的に供給することや、離農見込み者が所有している農業資産を担い手へ円滑に承継させ、担い手による効率的な経営の実現が一層、強く求められている。

このため、農業経営基盤強化準備金制度の積立対象交付金及び対象資産の範囲を拡大して同制度を活用できる農業者等を増やし、離農者から担い手への円滑な事業の承継、さらに安定的な食料供給に向けた同制度の見直しが必要である。

2 農地バンク又は認定農業者等の担い手と取引する農業者の税額控除制度の創設（法人税・所得税）

農業者が適格請求書発行事業者となり、農地バンクからの農作業受託又は目標地図に位置付けられた将来において農地を利用する認定農業者等へ農産物を販売する場合、取引金額（税抜き、適格請求書を交付した金額に限る。）の 2 % を所得税・法人税において税額控除をする措置を創設すること。

【理 由】

農業経営基盤強化促進法等の一部改正を踏まえ、目標地図の実現に向け、農地バンクを通じた認定農業者等の担い手への農地集積・集約や農作業受委託を推進し、将来の農地集約先である担い手への農産物販売を促進する必要がある。

一方で、インボイス制度の実施により、免税事業者に農作業委託料を支払っても適格請求書が交付されないことで農地バンクを通じた農作業受委託が機能しないほか、農協特例を活用できない農業法人に農産物を出荷する免税事業者が出荷先を農協等へ変更することで流通の混乱などを招く懸念がある。

このため、免税事業者が適格請求書発行事業者となったうえで農業法人等の担い手との取引を継続するインセンティブを与える措置を創設する必要がある。

3 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

農業経営基盤強化促進法等の一部改正による利用権設定等促進事業の廃止を踏まえ、これに代わって措置された農用地利用集積等促進計画による所有権の移転により農用地区域内の土地を取得した場合の、所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%、措法第77条）及び不動産取得税の課税標準の特例措置（固定資産課税台帳価格の1/3相当額を控除、地方税附則第11条第1項）を延長すること。

【理 由】

農業従事者の減少が進んでいる中、高齢化や後継者不在等で離農・廃業が見込まれる経営体の農地を遊休農地化させず、効率的な生産及び経営を進めるためには、離農等する者の農地を経営継続する意欲ある農業者に集積・集約させるべきである。このため、農地の取得にあたり多額の資金が必要となる担い手の取得意欲を喚起し、円滑な農地の集積・集約を促進するため、一定のインセンティブを与えることは有効な手段であることから、登録免許税及び不動産取得税の税制優遇を引き続き措置する必要がある。

4 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長（法人税・所得税）

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業等が機械等を取得した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除を延長すること（中小企業経営強化税制の延長（措法第10条の5の3、同法第42条の12の4））。

また、中小企業等が機械等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%

の税額控除を延長すること（中小企業投資促進税制の延長（措法第10条の3、同法第42条の6））。

【理 由】

労働力不足は年々深刻化しており、農業生産を持続化させ、さらに生産性の向上等による効率的な経営の実現のためには、農業現場への先端技術等の導入が不可欠である。また、現在の農業資材等の価格高騰時において、更なる投資意欲向上に繋がるため、設備投資の促進につながる本制度の税制上の措置の継続が必要である。

5 肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の延長（所得税・法人税）

農地所有適格法人及び個人農業者の肉用牛の売却に係る所得に対する課税の特例を延長すること（措法第25条）。

【理 由】

T P P及び日 E U・E P A並びに日米貿易協定により、牛肉・乳製品の輸入増加が懸念されるなか、足元では配合飼料価格の世界的な高騰や農業生産資材の高騰など、肉用牛及び酪農の経営環境が厳しくなっている。

このような状況において肉用牛及び酪農経営基盤のより一層の強化・安定化を図るため、肉用牛の売却に係る所得に対する課税の特例措置を継続する必要がある。

6 生産資材及び流通加工の業界再編を進めるために必要な税制優遇措置の延長（登録免許税・所得税・法人税）

過剰供給状態の業界における業者間の合併や寡占状態の業界における新規参入の促進などの業界再編を促し、農業者が少しでも良質で低廉な農業資材を入手でき、利益を確保できる農産物流通等の合理化に向けた農業の構造改革の推進を後押しする農業競争力強化支援法の税制措置（登録免許税・割増償却／措法第13条、同法第46条、同法第80条第4項）の特例を延長すること。

【理 由】

農業の生産資材及び農産物の流通・加工について、生産・流通構造の改革を進め、業者間の適正な競争を実現することで、農業者にとって有利な資材の入手や販路を選択できる環境を整備する必要がある、このような構造改革は農業者の努力では解決できないものである。また、足元における燃油や肥料をはじめとする農業資材の高騰は、農業経営を大きく圧迫し、食料の安定供給を脅かす大きなリスクとなっている。

このため、適正な競争が行われるよう業界再編を一層進め、生産資材価格引下げ

や生産者に有利な流通構造の確立の実現するための措置の一つとして税制優遇を引き続き措置する必要がある。

7 農林漁業用A重油及び軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の免税及び還付措置の延長（石油石炭税）

資材コストが急騰し、農業経営を圧迫するなかで、食料の安定供給に向け、A重油の免税及び還付措置並びに軽油の還付措置を継続すること（措法第90条の3の4、同法第90条の4、同法第90条の6）。

【理 由】

重油及び軽油については、施設野菜を安定的に周年供給することや農産物の栽培管理用機械等の動力源として、農産物の生産等において欠かすことのできないものである。しかし、燃油価格は、新型コロナ後の需要急増やウクライナ情勢などによって急騰し、近年にない水準で高止まりしていることから、農業経営を非常に圧迫し、安定的な食料の供給が脅かされつつある。

このため、農業生産現場におけるコストを削減し、足腰の強い農業経営体を育成し、安定的な食料生産体制の確保に向け、税制優遇を引き続き、措置する必要がある。

以上